

令和8年度

新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金

新潟市は、パパの育休を応援します

ふたりで育てる、
みんなが支える。

家族と向き合う時間を。
安心して送り出せる職場を。



育休を取得した男性労働者に

5万円

※対象児童1人（双子の場合1人のみ）
につき1回

事業主に

20万円

※奨励金初回利用の企業のみ

対象の目安

次のすべてに当てはまる方は、まず制度ページへ

- ✓ 新潟市内に住所がある男性労働者
- ✓ 勤務先が、常時雇用労働者数300人以下の中小企業等
- ✓ 市内事業所に勤務 または 市内に本社のある企業の市外事業所に勤務
- ✓ 連続1か月以上の育休を取得

対象 令和8年3月1日～令和9年2月28日に育休から復帰
申請は、復職日から2か月以内

まずは、対象かどうかをチェック

詳しい要件・必要書類・申請様式は市ホームページへ

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance/ikukyu/ikukyu.html>

2次元コードからも
確認できます



申請までの4ステップ

01

市ホームページで支給要件を確認

労働者・事業主それぞれの要件を確認しましょう。

02

連続1か月以上の育休 → 復職後1か月勤務

公休日等を含む連続1か月以上の育休を取得し、復職して1か月以上勤務。

03

復職日から2か月以内に申請

窓口または郵送で提出。ただし、令和9年2月1日～2月28日に復職した方は、令和9年3月31日が期限です。

04

奨励金を受給

提出書類の審査後、指定口座へ振込。

注意

この事業内容は令和8年度のもので、次年度以降の実施は未定です。

主な支給要件

正式な要件は市ホームページで必ずご確認ください

男性労働者

- 新潟市内に住所がある
- 雇用保険の被保険者
- 3歳未満の子／連続1か月以上の育休
- 対象事業所に復職後、1か月以上勤務
- 体験記を作成／市税の未納がない

事業主（初回利用に限る）

- 新潟市内に本社または事業所がある
- 雇用保険適用＋育休制度あり
- 一般事業主行動計画を届出・公表・周知
- 企業間ネットワーク「にいがたWORK＋ネットワーク」への参加登録
- これまで本奨励金等の受給歴なし

要件・必要書類・申請様式は、市ホームページへ

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance/ikukyu/ikukyu.html>

※上記は主な要件です。予算額に達した場合は期限前でも受付終了となります。